

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
厚生年金関係	43 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月1日から同年7月1日までの期間、同年12月1日から50年7月1日までの期間及び同年11月1日から51年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、48年1月から同年4月までは4万8,000円、同年5月及び同年6月は5万2,000円、同年12月から49年2月までは6万円、同年3月は5万6,000円、同年4月から同年6月までは6万円、同年7月から50年3月までは6万8,000円、同年4月から同年6月までは7万2,000円、同年11月から51年6月までは8万円、同年7月から同年9月までは8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月1日から52年2月9日まで

私が所持しているA社の昭和48年1月以降の給料支払明細書では、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が控除されている上、報酬月額として実際に支給されていた報酬月額より低い金額が届出されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、昭和48年1月から同年4月までは4万8,000円、同年5月及び同年6月は5万2,000円、同年12月から49年2月までは6万円、同年3月は5万6,000円、同年4月から同年6月までは6万円、同年7月から50年3月までは6万8,000円、同年4月から同年6月までは7万2,000円、同年11月から51年6月までは8万円、同年7月から同年9月までは8万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和48年7月から同年11月までの期間、50年7月から同年10月までの期間及び51年10月から同年12月までの期間については、前述の給料支払明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を超えている又は同額となっていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和52年1月については、厚生年金保険料控除額を確認できる給料支払明細書等の資料は無く、ほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、同年1月について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主も死亡しているため、確認することができないものの、前述の給料支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年8月1日から12年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から12年10月1日まで

私が所持しているA社の平成8年7月以降の給与支給明細書では、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が控除されている上、報酬月額として実際に支給されていた報酬月額より低い金額が届出されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成11年8月から12年7月までは12万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年7月から11年7月までの期間、12年8月及び同年9月については、前述の給与支給明細書により、オンライン記録

上の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を超えている又は同額となっていると確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないとしている上、オンライン記録及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によれば、平成11年8月から12年7月までの標準報酬月額は11万円であったことが確認できることから、事業主は、当該給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録及び前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録及び前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録及び前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格

を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 38 件（別添一覧表参照）

## 別添【厚生年金あっせん一覧表】（福島）

番号	氏名	生年月日	納付記録の訂正 が必要な期間	標準報酬月額
福島 事案1323	女	昭和48年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	19万円
福島 事案1324	男	昭和38年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	32万円
福島 事案1325	女	昭和49年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	18万円
福島 事案1326	女	昭和49年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	19万円
福島 事案1327	女	昭和49年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	19万円
福島 事案1328	男	昭和35年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	32万円
福島 事案1329	男	昭和43年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	36万円
福島 事案1330	男	昭和40年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	32万円
福島 事案1331	女	昭和48年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	16万円
福島 事案1332	男	昭和44年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	26万円
福島 事案1333	男	昭和49年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	22万円
福島 事案1334	女	昭和46年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	20万円
福島 事案1335	男	昭和50年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	18万円
福島 事案1336	男	昭和42年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	32万円
福島 事案1337	女	昭和47年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	19万円
福島 事案1338	男	昭和42年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	34万円
福島 事案1339	女	昭和46年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	24万円
福島 事案1340	女	昭和45年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	24万円
福島 事案1341	男（死亡）	昭和32年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	36万円
福島 事案1342	男	昭和35年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	41万円
福島 事案1343	男（死亡）	昭和30年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	32万円
福島 事案1344	男	昭和33年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	38万円
福島 事案1345	男	昭和36年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	47万円
福島 事案1346	男	昭和43年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	38万円
福島 事案1347	女	昭和47年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	20万円
福島 事案1348	女	昭和47年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	22万円
福島 事案1349	男	昭和44年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	34万円
福島 事案1350	男	昭和40年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	32万円
福島 事案1351	男	昭和32年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	32万円

番号	氏名	生年月日	納付記録の訂正 が必要な期間	標準報酬月額
福島 事案1352	男	昭和43年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	26万円
福島 事案1353	男	昭和41年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	38万円
福島 事案1354	男	昭和37年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	36万円
福島 事案1355	女	昭和49年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	20万円
福島 事案1356	女	昭和48年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	17万円
福島 事案1357	男	昭和50年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	14万2,000円
福島 事案1358	女	昭和45年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	24万円
福島 事案1359	女	昭和51年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	15万円
福島 事案1360	男	昭和39年生	平成7年2月28日～ 同年3月1日	36万円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 26 日から同年 3 月 1 日まで

私は、平成 7 年 2 月の給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、同年 2 月 26 日となっている A 社の厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年 3 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人の A 社に係る離職日は、平成 7 年 2 月 25 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合している上、申立人自身も、「平成 7 年 2 月 28 日までは勤務していない。」と述べており、申立期間の勤務実態が確認できない。

また、申立期間当時の A 社 B 工場の総務担当者は、「雇用保険については、A 社 B 工場において作成した書類を基に届け出ており、申立人に係る雇用保険の加入記録において離職日が平成 7 年 2 月 25 日となっているのであれば、申立人が同年 2 月 28 日まで同社同工場に勤務していたとは考え難い。」と述べている。

さらに、オンライン記録上の申立人の資格喪失日（平成 7 年 2 月 26 日）について、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月頃から28年3月頃まで

私は、申立期間当時、A市B町にあったC社（現在は、D社）E支店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶から、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人が、C社E支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等によれば、C社E支店は、F社E支店と名称変更（昭和28年6月）した後の昭和29年6月1日に、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶する複数の同僚に係るオンライン記録によれば、申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、連絡の取れた同僚は、「私が昭和29年3月5日にF社E支店に入社した際、同社同支店はまだ適用事業所となっていなかった。」旨述べており、前述の被保険者名簿によれば、当該同僚がF社E支店の新規適用時である昭和29年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、D社の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、「私は、申立期間当時、通院していたが、健康保険被保険者証をもらった記憶は無く、厚生年金保険料の控除についての記憶も定かではない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。